

熊谷市立小・中学校
持ち帰り版

タブレット端末 スタートガイド

タブレット端末 ご利用の手引き
児童生徒・保護者用



©熊谷市

タブレット端末の利用について

□■ 児童生徒・保護者のみなさまへ ■□

熊谷市では、小・中学校に児童生徒1人1台のコンピュータと校内無線LANを一体的に整備し、従来の、子供と教師、子供同士が向かい合い、教科書や黒板、ノート等の活字を用いた授業を基本にしながら、これに加えて、ICT機器を活用した授業によって子供たちの学びを保障し、学力を更に高めます。

子供たちがICT機器を正しく活用し、自分の夢や目標を持ちながら、学習に、学校生活に意欲的に取り組んでいくことができるよう、本手引きに記載のルールや制限事項などをご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年8月

熊谷市教育委員会

機種及び付属品について

□本 体 機種 FUJITSU 10.1型ワイド防滴・防塵タブレット
ARROWS Tab Q5010/EEG (GIGA スクールモデル)

FUJITSU 10.1型ワイド防滴・防塵タブレット
ARROWS Tab Q5010/EEG (GIGAスクールモデル)

MADE IN JAPAN

KIDS DESIGN AWARD

「GIGAスクール構想」
学習者用端末
標準仕様準拠モデル

Windows 10 May 2020 Update対応
QRコードリーダ標準対応

画像はイメージです
(端末モデルはペンが別売となります)

タブレット端末の利用上の注意事項

タブレット端末は、学校および家庭での学習で活用する情報機器です。タブレット端末は全児童生徒に貸与し、入学から卒業まで同じ機器を利用します。利用にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- タブレット端末は学習のための文房具です。授業・学習で利用します。(ゲームや学習に関係のない動画の閲覧、SNSの利用などは禁止です。)
- 利用時間及び利用内容については、学校から指示のあった約束を守り、健康に留意してください。
- タブレット端末は学校での使用・保管を基本としています。持ち帰り指示があった場合は、次に登校する際には忘れずに持参してください。
- 端末は、熊谷市が子供たちに貸与するものです。小学校卒業時および中学校卒業時に返却していただきます。その後は次の新入生が使いますので、丁寧に使ってください。返却は、『タブレット端末の本体・ACアダプタ』等の付属品も含めた一式をお願いします。また作成・保存したデータの削除もお願いいたします。



1 はじめにお読みいただきたいこと

1) タブレット端末について

- 熊谷市では、Windowsの端末を使用します。インターネットに接続できる環境で利用することが可能です。また、QRコードリーダーが搭載されているので、教科書と連動して活用できます。

2) タブレット端末の特徴

- 画面とキーボードは、取り外し可能となっており、用途に応じた使用が可能です。
- 防滴・防塵仕様で、落下衝撃にも強い頑丈な設計になっています。
※頑丈な設計ではありますが、精密機械ですので使用する際は御注意ください。

3) タブレット端末の充電について

- 学校で使用する場合
基本的には、学校の充電保管庫で充電することになります。使用しないときや放課後は、充電保管庫において保管・充電を行います。
- 学校からの指示により自宅で使用する場合
翌日の授業で使用することも考えられますので、学校に持って行く際は、付属のACアダプタを使用し、あらかじめ御家庭で充電してきてください。
※タブレット端末の充電状況をよく確認しておいてください。
※家庭での充電における電気代は家庭負担となりますので、御了承ください。

2 使用にあたって

1) パスワードについて

パスワードは、タブレット端末貸与時に伝達します。このパスワードを継続して使うことになります。

- 2) パスワードを忘れた場合
パスワードを忘れてしまった場合は、速やかに担任へお申し出下さい。
- 3) インターネット接続について
学校や家庭の Wi-Fi に接続し、インターネットを活用できます。
※家庭で接続する場合、通信費は家庭負担となります。御了承ください。
※家庭で所有している端末を、学校に持ち込んで使用することはできません。
※学校、家庭以外の Wi-Fi に接続しないでください。
- 4) 破損・紛失について
タブレット端末は精密機械です。大切に取り扱いってください。
タブレット端末は、防水ではありません！！ トイレやお風呂で使わないでください。万一破損や紛失等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、巻末の「タブレット端末破損届」(様式1) や「タブレット端末紛失届」(様式2) をコピーして必要事項を記入の上、速やかに担任へ提出してください。
- 5) 保証について
端末の故障・破損については、学校内・学校外を問わず、保証の対象となり、無料で修理となります。なお、児童生徒が故意に破損させた場合、端末の価格を上回るような著しい破損となった場合、紛失の場合は保証の対象外となります。状況によっては、ご家庭に修理費等をご負担いただく場合もありますので、ご注意ください。
- 6) タブレット端末に貼ってあるシールをはがさないでください。
子どもたちは全員が同一機種を使用しますので、シールに書いてある番号で誰のタブレット端末なのかを把握しています。

3 禁止事項について

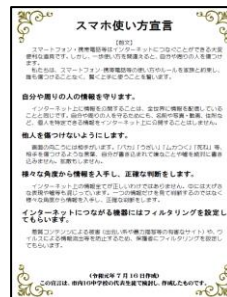
- 1) アカウント名の変更禁止
Windows におけるアカウント名を変更してはいけません。
- 2) ソフトウェアの削除禁止
すでにインストールされているソフトウェアを、削除してはいけません。
- 3) ソフトウェアのインストールについて
個人でソフトウェアをインストールすることは禁止です。
- 4) 学習目的以外のサイトの利用禁止
学習目的以外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトのログが記録されます。悪質な場合は利用停止とします。
- 5) セキュリティシステムについて
熊谷市では、高度なネットワークセキュリティシステムを整備し、皆さんのタブレット端末や校内 PC を不正なウィルスやアクセスから守っています。これらのシステムを削除したり、故意に破壊したりするような行為を行ってはいけません。



- 6) USB メモリ等の外部装置について
USB メモリ等の外部装置については、学校の許可なく接続しないでください。
- 7) 他人の ID の不正利用について
他人の「ID・パスワード」を利用する行為は禁止します。また、自分の「ID・パスワード」を他人に教えないようにしてください。
- 8) タブレット端末の貸し借りについて
タブレット端末は、熊谷市が子供たちに貸与しているものです。他の人に貸すことや、他の人から借りることは禁止します。
- 9) 写真・動画の撮影について
カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。また、他人の所有物を無断で撮影しないでください。
- 10) 個人情報について
他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意にかかわらず送信・公開してはいけません。

4 情報モラルに関すること等

- 1) 「熊谷の子どもたちは、これができる！『4つの実践』と『3減運動』」、「スマホ使い方宣言」を土台として、ICT 機器を活用します。



- 2) インターネットについて
インターネットの使い方には、十分に注意してください。これらは、誤った使い方をすると他人を傷つけたり、自分が傷つけられたりする道具となってしまいます。
- 3) 機器依存症について
ご家庭での「タブレット端末使用」や「インターネット接続の判断」は保護者の方にお任せいたします。ただし、授業等で提示された課題やプリント類を、家庭学習の課題で出すことがありますが、家庭で深夜まで長時間タブレットを使うことは望ましくありません。お困りの場合には、遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、タブレット端末を一時的に預かる等の対応を検討いたします。

(様式1)

令和 年 月 日

熊谷市立 学校長 様

タブレット端末破損届

破損理由

- ① 破損したものに○を付けてください。
タブレット端末本体 ・ キーボード ・ ACアダプタ
- ② 破損した日時（故障に気が付いた日）
令和 年 月 日 時頃
- ③ 破損した物はどのような状態ですが。
- ④ どのような状況で破損してしまいましたか。

上記の理由により、破損したことを報告します。

学校名： 年 組 番

児童生徒氏名

タブレット管理番号

保護者氏名

(様式2)

令和 年 月 日

熊谷市立 学校長 様

タブレット端末紛失届

紛失理由

- ① 紛失したものに○を付けてください。
タブレット端末本体 ・ キーボード ・ ACアダプタ
- ② 紛失した日時（紛失に気が付いた日）
令和 年 月 日 時頃
- ③ どのような状況で紛失してしまいましたか。

上記の理由により、紛失したことを報告します。

学校名： 年 組 番

児童生徒氏名

タブレット管理番号

保護者氏名